

## 事故時の措置に係る改正について

水質汚濁防止法が改正され、平成23年4月1日から施行されました。

事業場における事故について、事故時の措置の対象となる物質及び施設が追加されました。

### 改正の概要

今回の改正により、新たに事故時に必要な措置を講ずる対象者が追加されました。

#### 【事故時の措置に係る改正内容】

事故時の措置：施設の破損等の事故により有害物質や油等が公共用水域等に排出され、生活環境等に被害を生ずるおそれがある場合の措置を規定。

	現 状	改 正 後
対象者	・ 特定事業場の設置者 ・ 貯油施設等の設置者	・ 特定事業場の設置者（※） ・ 指定施設の設置者 ・ 貯油施設等の設置者
内容	設置者に事故時の措置などを義務付け ・ 直ちに、排出及び浸透を防止するための応急の措置を講ずる。 ・ 速やかに事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出る。	

※ 「汚染状態が第2条第2項第2号に規定する項目（pH、BOD、COD、SS、油分、フェノール類含有量、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量、クロム含有量、大腸菌群数、窒素含有量、燐含有量）について排水基準に適合しないおそれがある水」が追加

指定施設とは有害物質を貯蔵・使用する施設又は**指定物質**（※）を製造・貯蔵・使用・処理する施設のことです。

※ 指定物質等については、別表を参照してください。

# 「指定事業場」「指定施設」について

有害物質（下記1）を貯蔵・使用する施設、又は**指定物質**（下記2）を製造・貯蔵・使用・処理する施設を「**指定施設**」といい、指定施設を設置する工場又は事業場を「**指定事業場**」といいます。

## 1 有害物質一覧

1	カドミウム及びその化合物	11	ジクロロメタン	21	チオベンカルブ
2	シアン化合物	12	四塩化炭素	22	ベンゼン
3	有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。）	13	1,2-ジクロロエタン	23	セレン及びその化合物
4	鉛及びその化合物	14	1,1-ジクロロエチレン	24	ほう素及びその化合物
5	六価クロム化合物	15	1,2-ジクロロエチレン ※	25	ふっ素及びその化合物
6	砒素及びその化合物	16	1,1,1-トリクロロエタン	26	アンモニア、アンモニウム化合物 亜硝酸化合物及び硝酸化合物
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	17	1,1,2-トリクロロエタン	27	塩化ビニルモノマー ※
8	ポリ塩化ビフェニル	18	1,3-ジクロロプロペン	28	1,4-ジオキサン ※
9	トリクロロエチレン	19	チウラム		
10	テトラクロロエチレン	20	シマジン		

(H24.5.25現在)

## 2 指定物質一覧

1	ホルムアルデヒド	20	クロロホルム	39	クロルピリホス
2	ヒドラジン	21	硫酸ジメチル	40	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)
3	ヒドロキシルアミン	22	クロルピクリン	41	アラニカルブ
4	過酸化水素	23	ジクロロボス (DDVP)	42	クロルデン
5	塩化水素	24	オキシデプロホス (ESP)	43	臭素
6	水酸化ナトリウム	25	トルエン	44	アルミニウム及びその化合物
7	アクリロニトリル	26	エピクロロヒドリン	45	ニッケル及びその化合物
8	水酸化カリウム	27	スチレン	46	モリブデン及びその化合物
9	アクリルアミド	28	キシレン	47	アンチモン及びその化合物
10	アクリル酸	29	p-ジクロロベンゼン	48	塩素酸及びその塩類
11	次亜塩素酸ナトリウム	30	フェノブカルブ (BPMG)	49	臭素酸及びその塩類
12	二硫化炭素	31	プロピザミド	50	クロム及びその化合物(六価クロム化合物を除く。) ※
13	酢酸エチル	32	クロロタロニル (TPN)	51	マンガン及びその化合物 ※
14	メチル tert-ブチルエーテル (MTBE)	33	フェニトロチオン (MEP)	52	鉄及びその化合物 ※
15	硫酸	34	イプロベンホス (IBP)	53	銅及びその化合物 ※
16	ホスゲン	35	イソプロチオラン	54	亜鉛及びその化合物 ※
17	1,2-ジクロロプロパン	36	ダイアジノン	55	フェノール類及びその塩類 ※
18	クロルスルホン酸	37	イソキサチオン		
19	塩化チオニル	38	クロルニトロフェン (GNP)		

(H24.5.25現在)

※…水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（H24. 5. 25 施行）により物質が新たに追加されました。